することがある。なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法

①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、評価値（入札参加者毎に、下記③及び④により与えられる「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値）をもって行う。

②　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

③　「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件（標準案）を実現できると認められる場合に100点を与える。

④　「加算点」は、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者について、下記㋐、㋑の評価項目毎に評価を行い、以下の算出方法により求められる点数を与える。なお、「加算点」は少数位３桁（４位四捨五入）とする。

加算点＝加算点の最高点×（評価点の合計／評価点の最高点）

また、「施工体制評価点」は次の㋒の項目を評価して与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減じる場合がある。

㋐　企業の高度な技術力［ＶＥ提案等の技術提案］

㋑　企業の高度な技術力［工事全般の施工計画］

㋒　施工体制（施工体制評価点）

⑶　評価の基準　⑵④㋐、㋑、㋒の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑷　罰則について　受注者となった場合において、「企業の高度な技術力［ＶＥ提案等の技術提案］及び［工事全般の施工計画］」における提案項目についての評価の結果、「実施義務有」として通知した提案、及び「実施義務無」として通知したもののうち受注者が自ら実施することとした提案が、受注者の責により実施されていないと判断された場合は、本件工事成績評定点を各々５点減じることとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第二合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話045―211―7413

⑵　入札説明書の配付期間、場所及び方法　入札参加希望者には、次の方法で入札説明書等を配付する。

㋐　入札情報サービス

「工事検索・入札公告等→入札公告等・工事検索条件指定→検索」

ＨＰアドレスURL

http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/

㋑　上記によりがたい場合は次の場所で配付する。

〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第二合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課　電話045―211―7413

配付期間：平成25年３月13日から平成25年５月31日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である14時00分）

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

電子入札システムにより提出する場合は、平成25年３月13日から平成25年４月12日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分までに行うこと。ただし、平成25年４月12日は９時00分から12時00分までとする。なお、申請書及び資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。また、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成25年３月13日から平成25年４月12日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分まで。ただし、平成25年４月12日は９時30分から12時00分まで。上記⑴に同じ。

なお、電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成25年５月31日14時00分。

②　紙により持参の場合には、平成25年５月31日14時00分。

関東地方整備局総務部経理調達課調達係まで持参すること。

③　郵送等による入札書の受領期限は、平成25年５月31日14時00分。

提出先は、関東地方整備局総務部経理調達課。

開札は、平成25年６月３日９時40分　関東地方整備局入札室にて行う。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成25年５月７日から平成25年５月31日14時00分まで（利付国債の提供の場合は平成25年５月17日まで）

〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第二合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課　電話045―211―7413

持参、郵送等により提出すること。

５　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定主任（監理）技術者の確認　落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑸　契約締結後のＶＥ提案等の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑹　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。